

中間前金払制度に関するQ & A



狭山市 七夕の妖精

おりひい

平成29年4月 狭山市契約検査課

Q1 中間前金払制度とは？

A 1 市が発注する工事について、適正な施工の確保、また受注者の資金調達の円滑化を図るため、今までの当初契約時の前金払に追加して、施工の中間時期に、さらに前金払をすることができる制度です。

Q2 中間前金払制度の対象となる工事は？

A 2 契約金額 500 万円以上で、かつ工期が 2 月を超える工事が対象となります。入札時（一般競争入札においては入札公告、指名競争入札においては指名通知書）に、中間前金払対象の有無について明示します。

Q3 中間前金払の請求できる金額は？

A3 契約金額の20%以内で、契約金額が2,000万円以上の
場合100万円未満（契約金額が2,000万円未満の場合10
万円未満）を切捨てた金額になります。また、支払限度額は、工
事1件につき5,000万円となります。

【計算例】

◎契約金額5,400万円の場合・・・

当初前払金額：5,400万円×40% = 2,100万円（100万円未満切捨て）

中間前払金額：5,400万円×20% = 1,000万円（100万円未満切捨て）

◎契約金額1,080万円の場合・・・

当初前払金額：1,080万円×40% = 430万円（10万円未満切捨て）

中間前払金額：1,080万円×20% = 210万円（10万円未満切捨て）

Q4 中間前金払のメリットは？

A4 中間前金払は、書類審査と保証証書の提出が必要となりますが、出来高検査が不要となるため、部分払と比較し検査に関する手間や時間を省くことができます。



Q5 中間前金払を請求できる要件は？

A5 以下の4つの要件を全て満たした場合に請求できます。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が完了していること。
- ③ 既に実施した作業に要する経費が、請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること（出来高50%以上）。
- ④ 当初の前金払が支出済であること。

Q6 中間前金払の提出書類は？

A6 以下のとおりです。

- ① 中間前金払の認定請求に係る届出書（様式第3号）、工事履行報告書（様式第4号）及び工程表を工事主管課へ提出する。
- ② （要件を全て満たした場合）中間前金払請求書（様式第6号）と中間前払金保証証書（保証事業会社が発行）を、工事主管課へ提出する。

Q7 認定請求から支払いまでの期間は？

A7 認定請求から認定可否の審査に7日以内（土日、祝日、年末年始を除く）、請求書提出から振込みまでに14日以内（土日、祝日、年末年始を除く）の期間を要します。



Q8 変更契約（増額・減額）が生じた場合の取扱いは？

A8 中間前払金の割合は、契約金額の20%以内であり、かつ当初前払金との合計が60%以内とされていることから、以下のとおりとなります。

【増額変更の場合】

「変更後の契約金額 × 60% - 当初の前払金額 > 変更後の契約金額 × 20%」の場合、「変更後の契約金額 × 20%」が中間前払金額となります。

【減額変更の場合】

「変更後の契約金額 × 60% - 当初の前払金額 < 変更後の契約金額 × 20%」の場合、「変更後の契約金額 × 60% - 当初の前払金額」が中間前払金額となります。

※いずれの場合も、中間前金払認定請求時に変更契約を締結済であることが条件です。

Q9 変更契約（工期延長）が生じた場合の取扱いは？

A9 中間前金払の認定請求時の工期を基準としますので、認定請求時に変更契約（工期延長）を締結していた場合、変更後の工期の2分の1が要件となります。

Q10 当初の前払金を請求せず、中間前払金を請求できるか？

A10 不可です。中間前金払は、当初の前払金が支払い済であることを要件の一つとしております。当初の前払金のみを請求し、中間前払金を請求しないことは可です。

Q11 部分払と中間前金払の両方を請求できるか？

A11 不可です。部分払可能な工事請負契約を締結する前に、部分払か中間前金払のどちらか一方を、受注者に選択していただきます。当初の前金払と部分払を両方請求することは可です。

